名前 多様性 人権 マイノリティ

…ヒトの名前の多言語比較…

世界の名前事情

ねらい: ①名前、名付けにみられる違いや多様性を学ぶ。

②人間の名前を通して世界の言語の多様性に触れる。

③それぞれの名前は歴史・社会・文化・アイデンティティおよび人権とわかち がたく結びついていることを学び、違いを尊重することの重要性に気づく。

対象:中学生以上

時間:45分~

準備: クイズ「世界の名前事情」を人数分印刷しておく。

進め方: ①クイズ「世界の名前事情」(2頁)を行う。

②答え合わせを行う。(回答は3頁以下)

③名前をめぐるトピック(6頁)について話し合う。

クイズ 世界の名前事情

次の文章が、正しいと思えば ○、間違っていると思ったら × を記入してください。

1	歴史上、多くの日本人が名字を使いだしたのは、今から400年以上前である。			
		()	
2	21世紀の今日では、世界には、名字のない人はいない。	()	
3	どんな人も、名字をひとつだけ、名前をひとつだけ、持っている	3 。	()
4	名字が前にきて、名前がそのあとにくるのは、日本人・韓国人	・中国 <i>)</i> (人だけ [、])	である。
	日本人が英語で自己紹介をしたり、英語で手紙を書くときは、彳 ければならない。	名・姓の)順番	で名乗 <i>ら</i> ()
	日本語でいえば「太郎」「花子」とか、英語でいえば「Mike」 どの言語にも、代表的な名前がある。	「Jane」 (ار (ったよう
7	ピカソのフルネームは、パブロ・ピカソだ。	()	
8	世界中どこでも、家族で同姓同名(全く同じ名前)を持つことに	は禁じ <i>ら</i> (られてい)	いる。
(Q)	人を区別さえできればよいのだから、名前はただの記号・呼びフ	方に温き	ぎたしょ	区別さ
	できれば、どんな呼び方をしてもかまわない。) IC XIII C)) E3/J1 C
10	名前は人権とは関係がない。	()	

クイズの答え

- ① × 日本でごく一般の人が名字を名乗るようになったのは、1875 (明治8) 年から。
- ② × モンゴル人には、姓がない。たとえばモンゴル出身の横綱白鵬の本名はムンフバティン・ダワージャルガルだが、「ムンフバティン」とは「ムンフバトの」という意味である。これは白鵬の父親がムンフバトという名前であり、全体では「ムンフバトのダワージャルガル」という意味である。姓のように代々続いていくものではない。
- ③ × 姓と名がそれぞれ1つずつとは限らない。たとえば、ブラジルやペルーには二つ以上の名前や姓をもつ人が多い。日本の学校における外国人の名前の扱いについて調べたリリアン(2009)によれば、ブラジルやペルーから来日した子どもが日本の学校に入るときに、教育委員会に保護者が呼ばれて、「名前をどうするか」と質問されるが、保護者にとってはその質問の意図そのものがわからないという。教育委員会では、日本式に1つの姓・1つの名を想定した登録用紙に名前を記入するために、このような質問が行われるという。
- ④ × ほかに、ベトナム、ハンガリーでは、姓—名の順。
- ⑤ × いろいろな考え方がある。文化庁の国語審議会は「姓名のローマ字表記の問題」として、いくつかの意見を紹介している。以下は国語審議会のサイト

(http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/kakuki/20/tosin05/07.html) に紹介された意見である。

- ア これまでのような名を先にする習慣を是とする意見
 - 1. 特に現在大きな問題がないのに、今までの習慣を変更することは無用の混乱を生じさせるだけではないか。
 - 2. 日本人が自分の姓名をローマ字で表記するのは、欧米圏の言語で姓名を書き表しているわけであり、そうだとすれば当然のこととしてその言語の習慣に合わせるべきである。
 - 3. こうした習慣は、相手の立場を尊重し相手の習慣に合わせていこうとする日本人的な思いやりの発想に基づくもので、伝統的な日本的行動様式として、これからも守っていくべきである。
- イ これまでの習慣を見直すべきであるという意見

- 1. 姓名というのは、その人の人格と深く結び付いており、それをひっくり返すということは 自らの文化的アイデンティティーを否定することになる。むしろ、国際社会の中では自らの 文化的アイデンティティーをきちんと主張していくべきである。
- 2. 中国や韓国などは、姓を先にする自分たちの文化的な習慣を国際社会の中でもおおむね貫いているのだから、日本も無理に欧米圏に合わせる必要はない。
- 3. 欧米的な習慣を持たない国々との交流も考えていくならば、欧米圏偏重の習慣は考え直すべきではないか。
- ⑥ × アイヌ語には「代表的な名前」は存在しない。なぜなら、他人と同じ名前をつけてはいけないという制約があったからである。(中川、2010)言語学者でアイヌ語に詳しい中川によれば、一部分が似ているだけでもよくないとされ、亡くなった人と同じ名前をつけるということも避けられたという。中川は「このような制限は、人間は名前によって識別されるという、ごく当然至極な考え方」に由来し、「幸も不幸も名前で届く」という考え方、幸せも災厄も名前の持ち主に届けられるという考え方が背景にあると考察している。同様の社会は、ミクロネシアのトラック諸島、ニューギニアのセピック河流域に住むマナンブ、マレー半島のチェウォング、テミアル、マーシャル諸島のエネウェタク環礁などでもみられる。そこでは同名が避けられ、名前が微細なまでに差異化されているという。(出口、1995)。
- ⑦ × ピカソのフルネームは、「パブロ・ディエーゴ・ホセ・フランシスコ=デ=パウラ・ホアン・ネポムセノ・マリア=デ=ロス=レメディオス・クリスピン・クリスピアノ=デ=ラ=サンティシマ・トリニダード・ルイス=イ=ピカソ」。ヨーロッパでは古来多くの聖人の名前にあやかるためにいくつかの名前を持つことは珍しくない。また、スペイン語では父方の姓と母方の姓を併記する習慣がある。(ルイスは父方の姓、ピカソは母方の姓)
- ⑧ × 日本では法によって家族内で同姓同名を名付けることは禁じられている。しかし、兄弟姉妹や親子、同時代の親族の間で、同姓同名の者が存在する社会として、ニューブリテン島のラカライ、ギリシャの村落社会、エチオピアのディジがある。(出口、1995)また、全く異なるケースだが、リリアン(2009)は、ブラジル人の子ども(姉妹ふたり)が日本の学校に就学する際、日本名と日本姓での登録を教育委員会で行おうとして、ふたりの日本名・日本姓が同じだったために登録が教育委員会によって拒否されたケースを紹介している。

- ⑨ ○△× 正解はない。しかし、自分の選んだ答えについて、なぜそう思うのか、次の問題⑩や、後述のトピックをよく読み、名前について考えてみてほしい。
- ⑩ × 名前はまぎれもなく大切な人権のひとつであり、言語的人権のひとつでもある。国籍や家族関係と同じく、アイデンティティをかたちづくる重要な要素でもある。子どもの権利条約は、第7条「名前・国籍をもつ権利」および第8条「名前・国籍・家族関係を守る」を権利としてあげている。この条約をやさしく説明した日本ユニセフ協会のサイト (http://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/syo1-8.htm) には次のようにある。

第7条 子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。 子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように 守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおり にしなければなりません。

リリアン (2009) は、日本の教育現場で多くのマイノリティの子ども達が言語的人権を奪われている現状を紹介し、彼らが直面する次のような課題をあげている。

- ・ 自分のフルネームを知らない
- ・ 自分の正式な名前を母国語で書けない
- ・ 自分の正式な名前を間違えて書く
- ・ 親や兄弟姉妹、その他の家族の名前を母国語で書けない。
- エスニック・ネームで自分を示すことに恥ずかしさや圧迫感を感じる。
- ・ 本当の名前でも正確な名前でもない名前で呼ばれつづけて、そのことに感じる圧迫感から逃れられない。

リリアンは、これらの問題性に当事者自身が気づきにくいこともあり、積極的な情報提供・呼びかけが必要であるという。また、私たちが、外国人の名前についてあまりに無知であることや、とりわけ子どもの権利と結びついた教育分野での手続きに関する配慮が早急に必要であることを指摘している。

名前をめぐるトピック

日本人の姓名のローマ字表記について、国語審議会に寄せられた意見(回答④)を読み、 あなたはどちらの意見に賛成か、考えてみよう。

参考文献

リリアン・テルミ・ハタノ『マイノリティの名前はどのように扱われているか』ひつじ書 房、2009

梅田修『世界人名物語』講談社、2012

中川裕『語り合うことばの力 カムイたちと生きる世界』岩波書店、2010

出口顕『名前のアルケオロジー』紀伊国屋書店、1995